

特別養護老人ホーム「仙寿の里」指定管理者募集要項

特別養護老人ホーム「仙寿の里」を管理する指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1. 対象施設の概要

名 称	特別養護老人ホーム「仙寿の里」（以下「仙寿の里」という。）
所 在 地	鹿児島県大島郡伊仙町伊仙 2571 番地
施設沿革、役割等	老人福祉法第 15 条第 3 項の規定に基づき、身体上又は精神上の障害があるために常時の介護を必要とし、かつ自宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、又は養護するため
施設の概要	別記 1 特別養護老人ホーム「仙寿の里」指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
施設内容	介護老人福祉施設（定員 50名） 老人短期入所施設（定員 7名） 老人デイサービスセンター（定員 30名）

2. 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと
※管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

3. 業務の範囲

- (1) 伊仙町特別養護老人ホーム「仙寿の里」設置及び管理に関する条例及び規則に基づく管理運営に関すること
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること
- (4) 事業及び施設の利用許可に関すること
- (5) その他設置の目的を達成するために必要な事業
- (6) その他、仕様書（別記 1）に定めるとおり

4. 指定の期間

令和 6 年議会での議決後から令和 11 年 3 月 31 日までの期間とします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときには、指定を取り消すことがあります。

5. 申込み資格

- (1) 伊仙町特別養護老人ホーム「仙寿の里」設置及び管理に関する条例第 6 条に規定する社会福祉法人。
- (2) 次のいずれにも該当しない法人（団体）であること。
 - ① 法律行為の能力を有していない者
 - ② 破産者で複権を得ていない者
 - ③ 団体又はその代表者が伊仙町暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員等及び暴力団関係者でないことのほか契約の相手方としてふさわしくない者
 - ④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む）の規定により、町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ⑤ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消を受けたことがある者
 - ⑥ 国税及び地方税を滞納している者

6. 提出書類

申込みには、以下の書類を町に提出していただきます。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求められることがあります。

- (1) 指定管理者指定申込書（様式1号）
- (2) 法人（団体）の登記事項証明書
- (3) 法人（団体）の定款、寄附行為、規約その他これに相当する書類
- (4) 申込資格申立書（別紙1、別紙2、別紙3）
- (5) 管理業務を行う公の施設の事業計画書（別紙4）
- (6) 前年事業の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引を活動している法人（団体）のみ。）
- (7) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- (8) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する法人（団体）のみ）
- (9) 令和6年度から令和10年度までの収支計画書
- (10) 法人（団体）の事業報告書を作成している場合は当該報告書
- (11) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム又はこれに類する施設の管理運営に関する実績を記載した書類（実績がある場合に限る。）
- (12) その他、町が必要と認める書類

7. 申込書等関係書類提出先及び提出期間

- (1) 提出先 伊仙町役場地域福祉課介護保険係
〒891-8293 大島郡伊仙町大字伊仙 1842
電話 0997-86-3115/FAX 0997-86-2064
- (2) 提出期間 令和6年6月25日（火）から令和6年7月12日（金）までの
午前9時から午後5時まで
- (3) 提出方法 持参又は郵便（FAX又は電子メールによるものは受け付けない）
- (4) 申請書類の提出部数 正本1部 副本1部

8. 質問事項

- (1) 受付場所 伊仙町役場地域福祉課介護保険係
〒891-8293 大島郡伊仙町大字伊仙 1842
電話 0997-86-3115/FAX 0997-86-2064
- (2) 受付期間 令和6年6月25日（火）から令和6年7月12日（金）までの
午前9時から午後5時まで
- (3) 回答日 令和6年7月12日（金）までに、応募各位に対してFAXにて回答いたします。
- (4) 提出方法 質疑書（別紙5）に記入の上、提出してください。

9. 選定方法

次の選考事項に沿った評価基準書に基づき、提出書類を審査し、評価点の合計が最も高い提案者を指定管理者候補として選定します。

- ①各種法令等における基準に対する取組がなされているか。
- ②事業計画書の内容が、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られたものであるか。
 - ア. 利用者の平等な利用の確保
 - イ. 管理運営に対する基本方針
 - ウ. 利用者のサービスの向上
- ③事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであり、かつ、管理を安定して行うことができる人員、資産その他の経営規模及び能力を有し、又は確保できる見込みがあるか。
 - ア. 利用促進に向けた取り組み
 - イ. 安定した運営が可能となる人的能力
- ④事業計画書の内容が、施設の適切な維持管理が図られたものであり、管理経費の縮減が図られるものであるか。
 - ア. 施設の維持管理の内容及び手法

- イ. 施設の管理運営に係る経費の内容
- ⑤その他、当該施設の性質又は目的に応じて、必要と認める事項。
 - ア. 個人情報の保護措置・情報公開
 - イ. 緊急時の対応
 - ウ. その他の提案・企画

1 0. 申込みに要する経費

申込みに要する経費等はすべて提案者の負担とします。

1 1. 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ①申込書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③申込書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

1 2. 指定管理者候補の選定結果

結果については、各提案者に文書で通知します。

1 3. 指定管理者の決定

- ①指定管理者は伊仙町議会の議決を経て決定（指定）されます。
- ②議決後に町と指定管理者との間で協定を締結します。

1 4. その他

- ①申請書類は、原則A 4版縦型綴じとしてください。
- ②申請書類は、書類ごとにインデックスを作成し書類を表示してください。
- ③申請書類はお返しできません。
- ④提出された書類は、必要に応じ複写します。（使用は町及び選定委員会での検討に限ります。）
- ⑤提出された書類は、情報公開の請求に対して伊仙町情報公開条例に基づき開示することがあります。
- ⑥町が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じるものとします。また、この検討の目的の範囲内であっても、町の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じるものとします。

【施設内容の問い合わせ先】

伊仙町役場地域福祉課介護保険係 担当 平山・清原（電話 0997-86-3115/FAX 0997-86-2064）